

令和5年度 宮崎市組織改編

1 組織数の増減

《令和4年4月1日》

24部等1局100課415係等

《令和5年4月1日》

24部等1局103課425係等

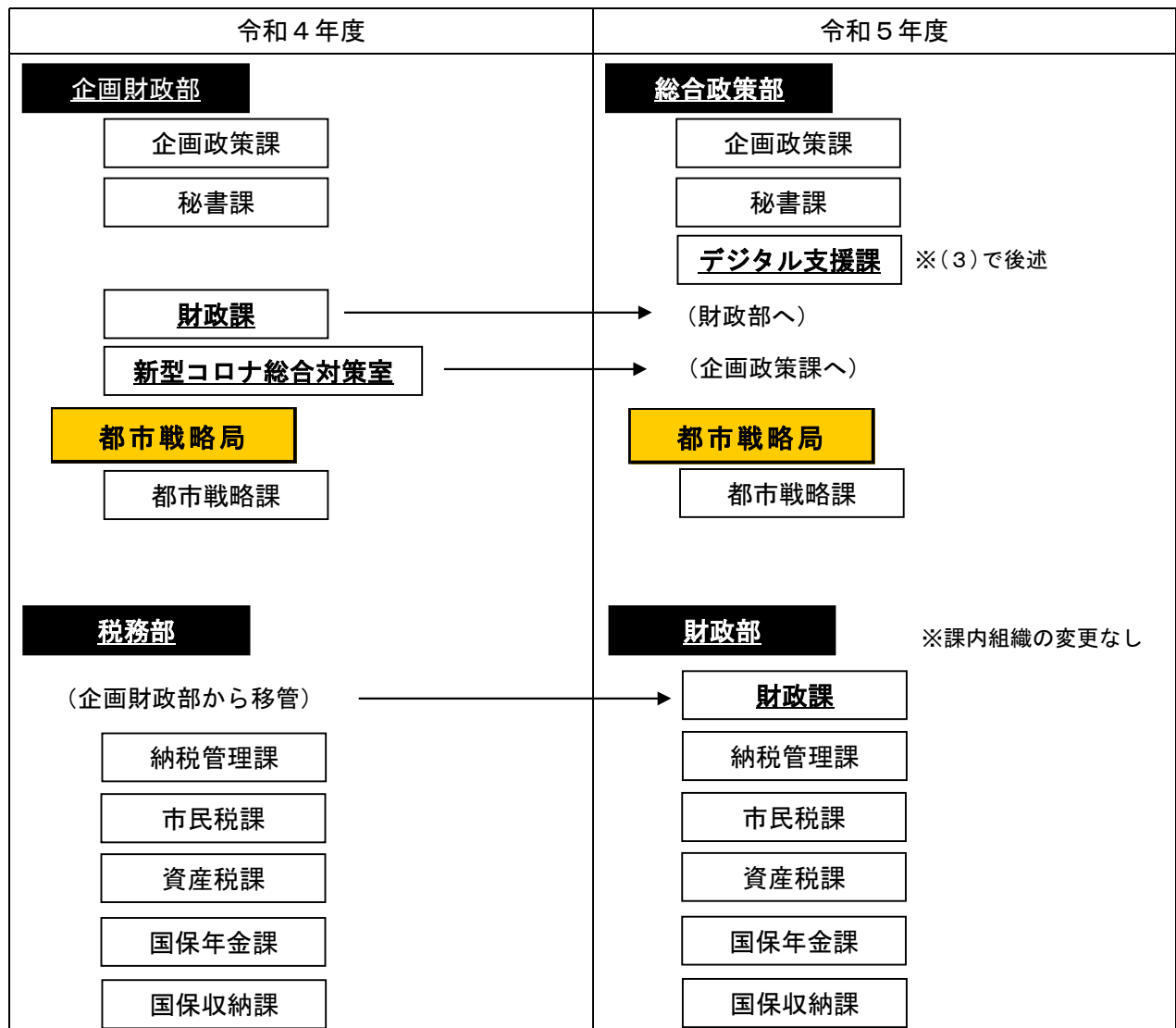
	部等	局	課	係等
新設	0	0	6	20
廃止	0	0	▲3	▲10
増減	0	0	3	10

2 組織改編の主な内容

(1) 企画部門と財政部門の再編

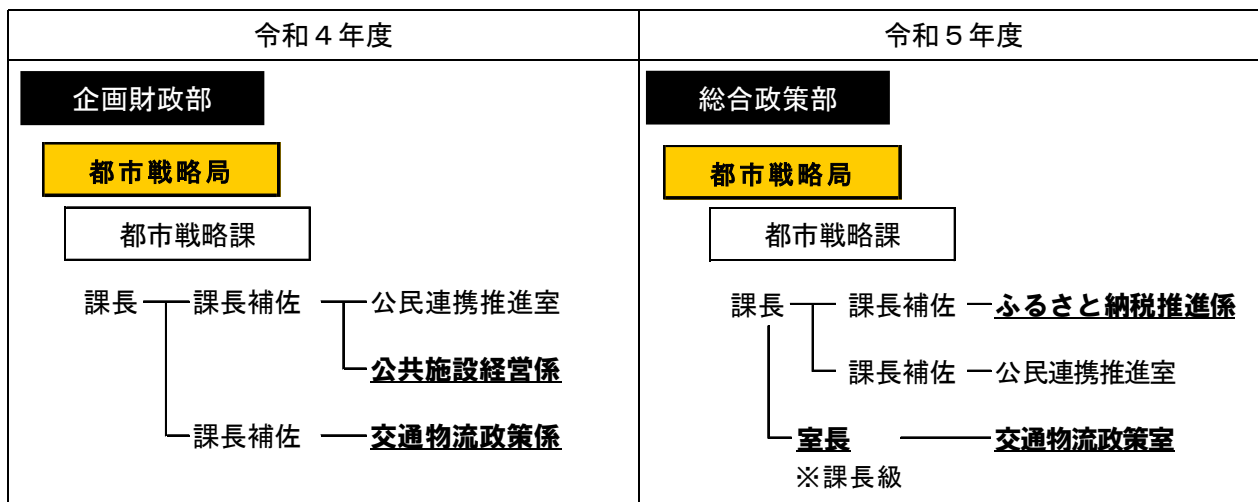
政策調整部門と財政部門の役割を明確に分割することにより財政運営のチェック機能の更なる強化を図るとともに、財政部門と税務部門を統合することにより歳入・歳出を一体的に管理できる体制を構築すること等を目的として、企画財政部を「総合政策部」へ、税務部を「財政部」へ改称し、企画財政部財政課を財政部へ移管します。

なお、「新型コロナウイルス感染症総合対策室」は廃止し、所管業務は企画政策課が継承します。



(2) 『ふるさと納税』・『交通物流政策』の推進体制の整備・強化

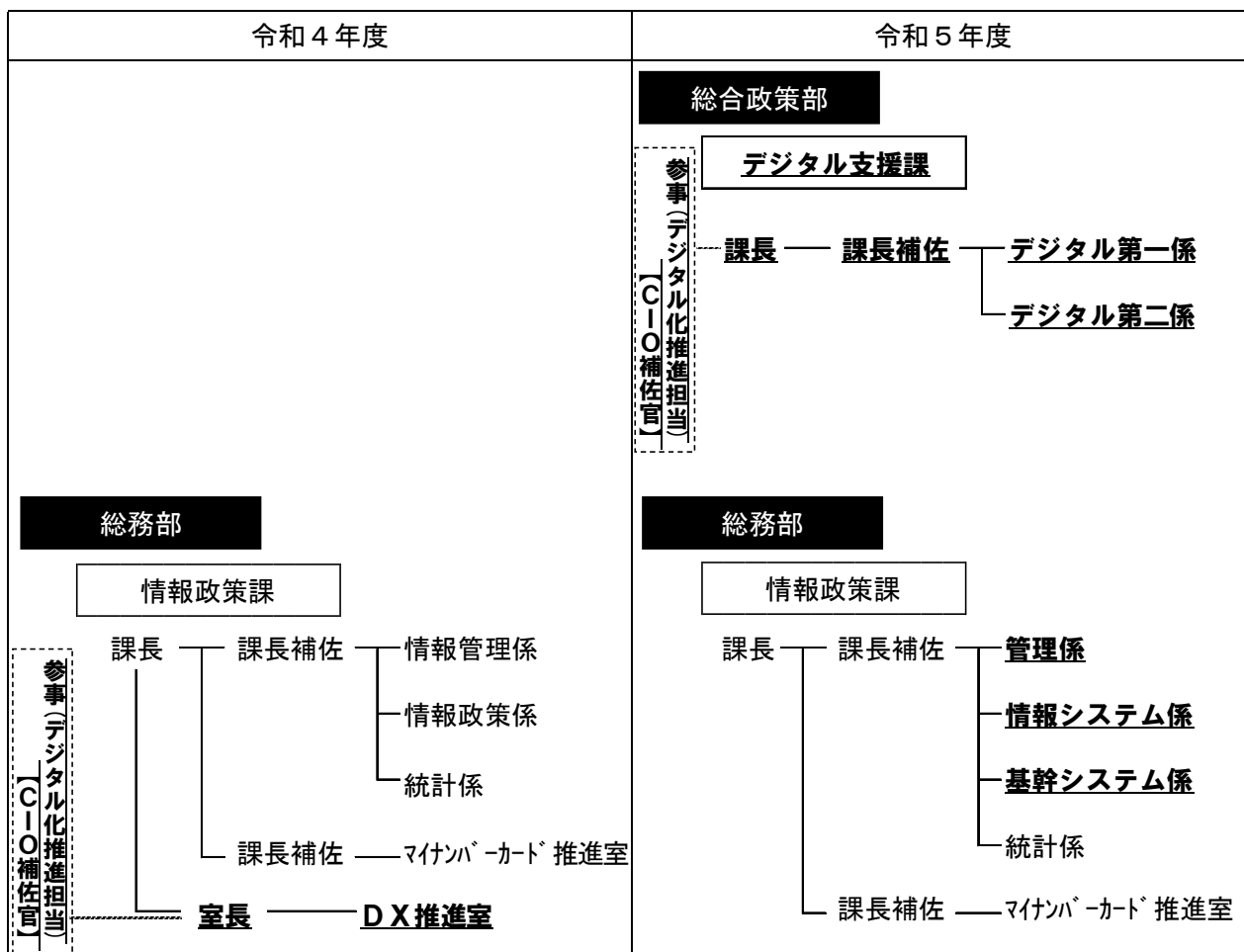
ふるさと納税の取組を更に推進するため、総合政策部都市戦略局都市戦略課に「ふるさと納税推進係」を設置するとともに、交通物流政策係の体制を強化するため、「交通物流政策室」に再編します。



(3) デジタル化推進体制の構築

デジタル化を強かに推進し、DX（デジタルトランスフォーメーション^(※)）を実現する体制を構築するため、総務部情報政策課内の係を再編するとともに、DX推進室を課として独立させ、総合政策部に「デジタル支援課」として新設します。

(※ デジタルトランスフォーメーション：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること)



(4) 中心市街地の活性化に関連する業務の集約

各部署に分散している「中心市街地の活性化に関連する業務」を集約し、ソフト・ハードの両面から中心市街地等の活性化を強力に推進する体制を構築することを目的として、都市整備部に「まちづくり課」を新設します。

令和4年度	令和5年度
	<div style="text-align: center;"> <p>都市整備部</p> <p>まちづくり課</p> <p>課長 — 課長補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画係 整備推進係 </div>

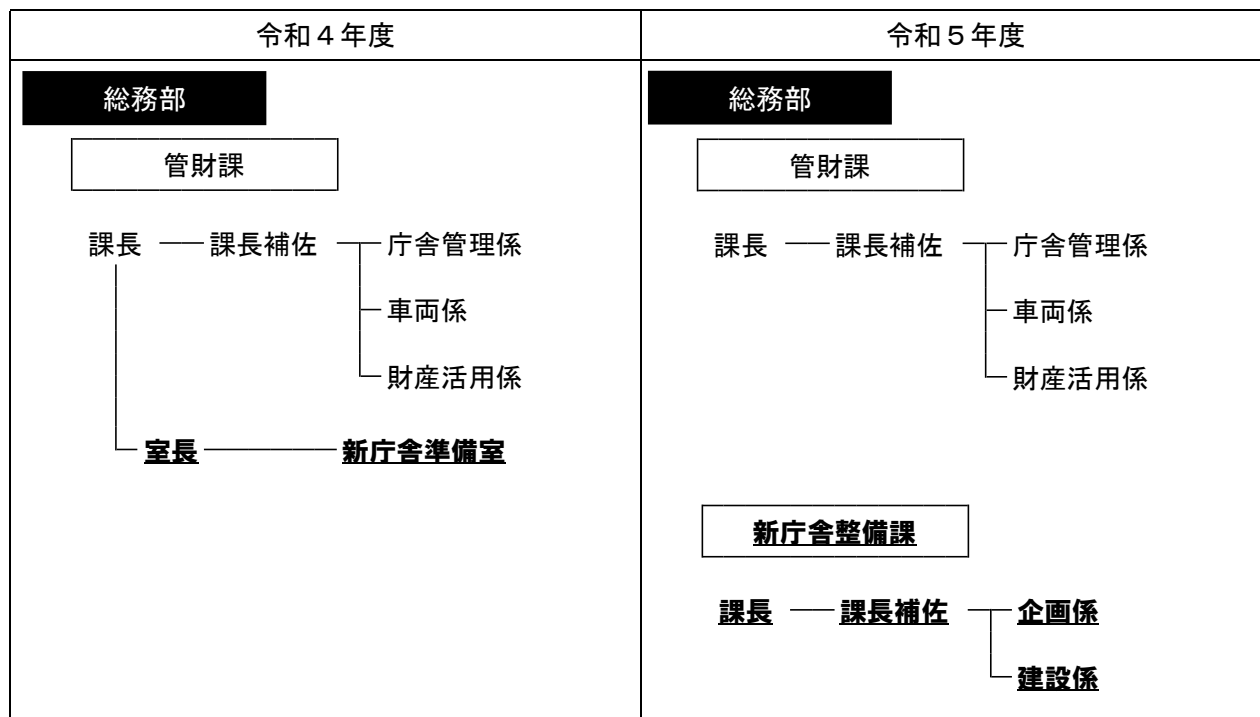
(5) 商工業及び企業立地に係る体制の再編

商業と工業を一体的に支援する体制を構築し、また、企業立地の推進体制を強化することを目的として、観光商工部の商業政策課と工業政策課を「産業政策課」と「企業立地推進課」に再編します。

令和4年度	令和5年度
<div style="text-align: center;"> <p>観光商工部</p> <p>商業政策課</p> <p>課長 — 課長補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業振興係 消費生活センター <p>室長 — まちなか活性化室 ※課長級</p> <p>工業政策課</p> <p>課長 — 課長補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業振興係 企業立地係 雇用労政係 </div>	<div style="text-align: center;"> <p>観光商工部</p> <p>産業政策課</p> <p>課長 — 課長補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業企画係 産業支援係 消費生活センター <p>企業立地推進課</p> <p>課長 — 課長補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> 誘致推進係 雇用対策係 </div>

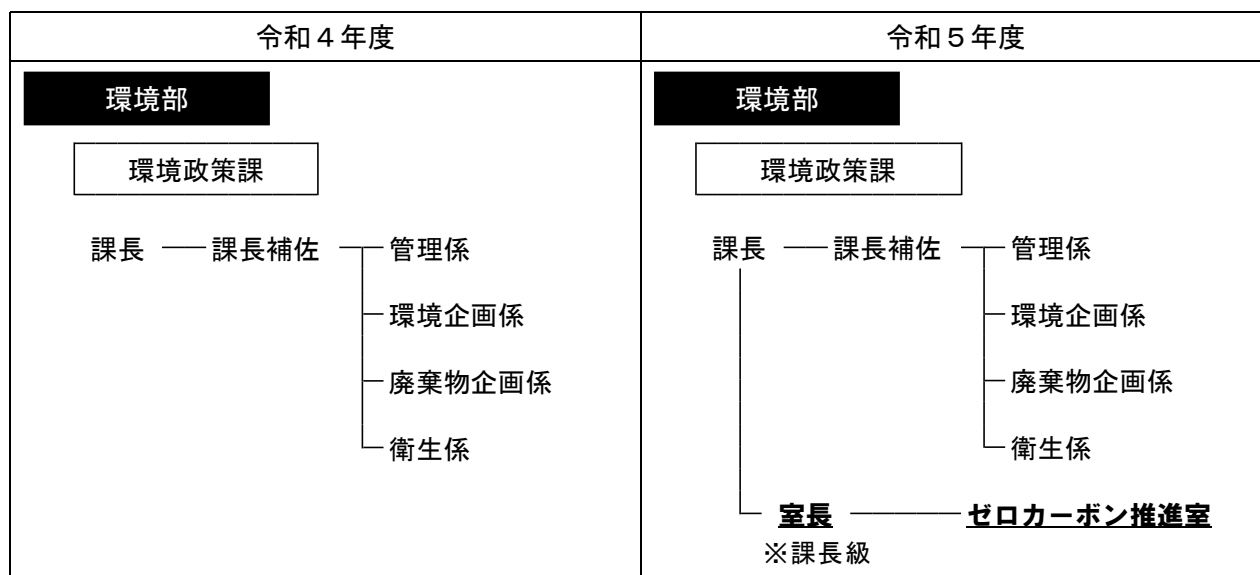
(6) 新庁舎建設に向けた体制の強化

新庁舎建設に係る体制を更に強化するため、総務部管財課の新庁舎準備室を「新庁舎整備課」に再編します。



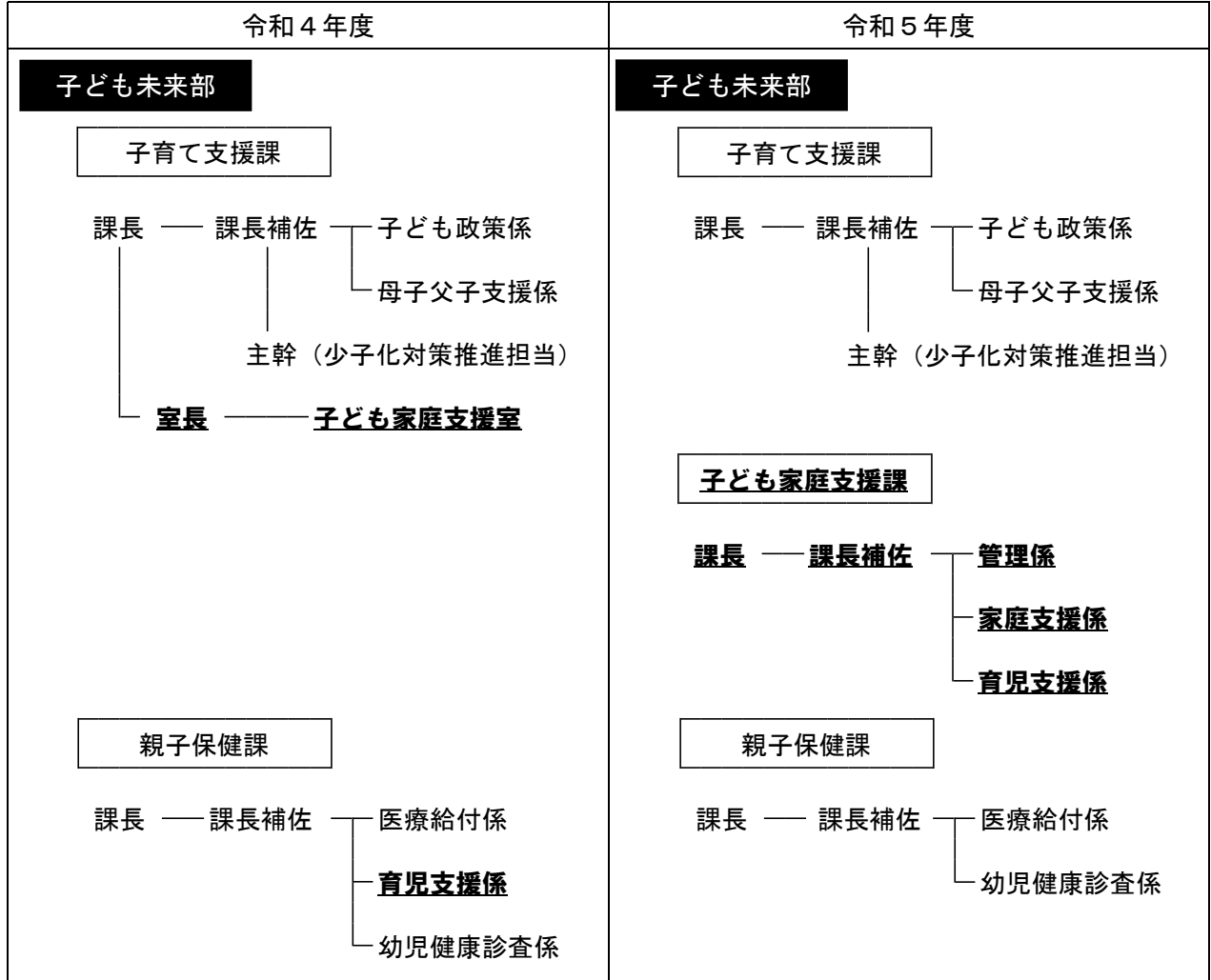
(7) 「ゼロカーボンシティみやぎ」の実現に向けた体制の整備

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティみやぎ」の実現を目指し、取組体制を強化するため、環境部環境政策課に「ゼロカーボン推進室」を設置します。



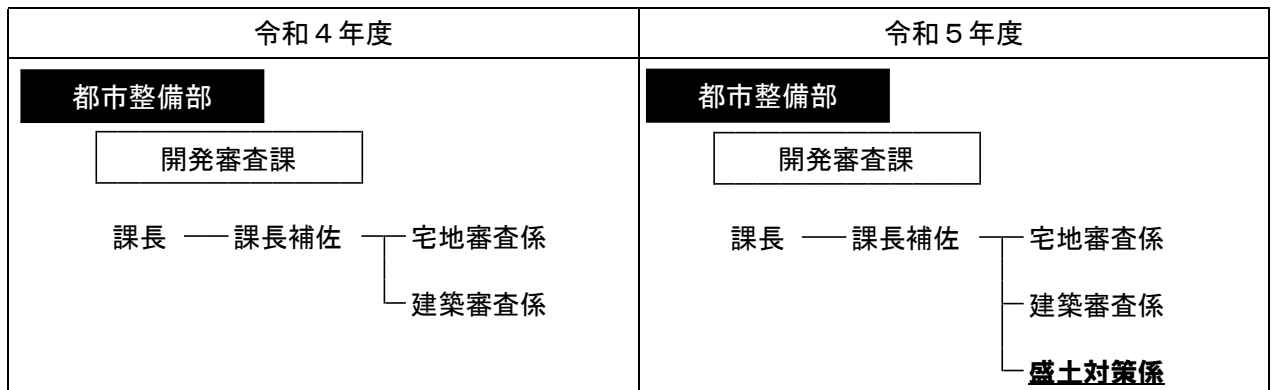
(8) 「こども家庭センター」の開設及び児童相談所の設置に向けた体制の整備

令和6年度の「こども家庭センター」設置を見据え、子どもや子育て世帯、妊産婦等に対する支援及び児童虐待対応の体制を更に強化していくため、子ども未来部子育て支援課の子ども家庭支援室と親子保健課の育児支援係を統合するとともに、児童相談所の設置に向けた検討を進めるため「子ども家庭支援課」を新設します。



(9) 盛土対策に係る体制の整備

「宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月施行）」に基づく制度の施行を見据え、盛土等による災害から市民の生命・身体を守る体制を整備するため、都市整備部開発審査課に「盛土対策係」を設置します。



[問い合わせ先] 総務部人事課（担当：堀口） 電話：0985-21-1722（内線2343）

